

外国証券取引口座を開設しているお客さまへ

外国証券取引口座約款の改定に係る重要なお知らせ

外国証券取引口座約款の改定(予定)により

**2030年10月1日以降、国内上場の外国株券等に係る配当金等は
支払開始日より5年を経過した時点で受け取れなくなります**

◆ 外国証券取引口座約款の改定内容

- ▶ 国内の金融商品取引所に上場されている外国株券等※の配当金等(償還金等を含むすべての金銭)の支払手続において、決済会社が配当金等の支払開始日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。

※「外国株券等」とは、外国株券、外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント、外国株預託証券及び外国株式等を指します。

◆ 効力発生日(施行日)

- ▶ 2030年10月1日
- ※ 改定後約款の効力発生日(施行日)より前の日を支払開始日として指定した配当金等についても適用します。

◆ 外国証券取引口座約款の改定理由

- ▶ 決済会社である株式会社証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度(以下、「外株制度」といいます。)において、外株制度固有の取扱いの解消及び証券会社等の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等(実質株主が受領していない配当金等をいいます。)に除斥期間を設定する旨の改正が行われたことに伴う改定となります。

※このリーフレットは2025.07時点での株式会社証券保管振替機構・日本証券業協会・株式会社東京証券取引所からの通知情報を基に作成しています。

「約款・規定集 (法人のお客さま用)」の新旧対照表

2025年8月

2025年10月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後 (新)	改定前 (旧)
証券取引約款	
第4章 お客さまへの連絡・報告	
<p>第18条(取引および残高の報告) (1)~(4) (省 略) (5)当社は、上記(2)に定める取引残高報告書のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、上記(2)の規定にかかわらず、取引残高報告書をお送りしないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 (6) (省 略)</p>	<p>第18条(取引および残高の報告) (1)~(4) (省 略) (5)当社は、上記(2)に定める取引残高報告書のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、取引残高報告書をお送りしないことがあります。 ①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書 (6) (省 略)</p>
2025年10月1日改定	2025年4月14日改定
外国証券取引口座約款	
第1章 総則	
<p>(約款の趣旨) 第1条 (省 略) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」という。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>	<p>(約款の趣旨) 第1条 (省 略) 2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。))に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p>
第2章 外国証券の国内委託取引	
<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等) 第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。))において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」という。))に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。 2 (省 略)</p>	<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等) 第5条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」という。))に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。 2 (省 略)</p>
第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	
<p>(注文の執行及び処理) 第13条 (省 略) (1)~(4) (省 略) (5)当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面等を送付します。</p>	<p>(注文の執行及び処理) 第13条 (省 略) (1)~(4) (省 略) (5)当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。</p>
第4章 雑則	
<p>(取引残高報告書の交付) 第23条 (省 略) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 (省 略)</p>	<p>(取引残高報告書の交付) 第23条 (省 略) 2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 3 (省 略)</p>
2025年10月1日改定	2025年4月14日改定

最新の「約款・規定集（法人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP（<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>）においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→



<「個人情報の保護に関する基本方針」の更新に関するお知らせ>

2024年12月30日付で「個人情報の保護に関する基本方針」の、14.個人情報等の取り扱いに関するお問い合わせや苦情等の窓口を更新しております。最新の「個人情報の保護に関する基本方針」に関する情報は、当社HP（<https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/>）においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→

